

「今後の税制の課題」

野田 毅 氏

2月17日(月)正午から、東海大学校友会館において第433回月例会を開催した。当日は、自由民主党税制調査会会長の野田毅氏より「今後の税制の課題」と題する講演が行われた。出席者は69社106名であった。講演要旨は次のとおり。

「昨年の党税制調査会は、税制改正大綱を3度もとりまとめるという異例の対応を行った。これは、安倍政権の発足後、デフレ脱却を最優先にするという戦略目標のもと、金融緩和、財政政策、成長戦略が進められてきたが、財政政策については、単に予算を使うだけではなく税制を含めた政策と受け止め対応したことによるものである。

デフレ脱却の主役はあくまで民間企業であるが、バブル経済崩壊後のデフレは、三つの過剰(債務・設備・雇用)対策により経済が収縮したことも原因のひとつであり、ある意味、民間主導のデフレであったといえる。これを解消すべく、金融面で前向きな資金の流れを作るために、日銀が異例ともいえる異次元の金融政策を行い、それが今日の成果につながっている。一方、税制面では政策誘導の観点より研究開発促進税制や生産性向上設備投資促進減税とともに、世界でも例のない賃上げに向けた減税促進を措置した。

社会保障と税の一体改革については、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要とその反動への対応も大きな課題であると考え、とりわけ住宅と自動車を中心に対策を講じ、住宅については住宅ローン減税の拡充やすまい給付金制度を措置した。印紙税の特例も、減収額は大きく相応の効果をもたらすものと考えており、贈与税の対応などについても引き続き検討していきたいと考えている。

今後の税制改正については、マスコミの報道では、消費税率を10%に引上げるかどうか、軽減税率を導入するか否か、さらに成長戦略の実現に向けた法人税税率の引下げをどうするのかなどに関心が寄せられているようであるが、それらに加えて重要なのが、消費税と医療費の問題であると考えており、10%への引き上げ時に診療報酬をどうするのかは避けて通れない大きなテーマとなろう。

消費税率引上げに際しては課題がいくつかある



自由民主党税制調査会会長
野田 毅 氏

が、まず、デフレ下で安売り競争が過熱する中で、下請けとなる中小企業が叩かれずに価格転嫁できるよう、異例ともいえる立法措置を講じ、転嫁対策PTを立ち上げており、党税調としても大きな課題であると認識している。軽減税率の導入については、納税者と負担者との関係や、その対象の範囲によって収収額が大きく左右するため、社会保障と税の一体改革の原点に立って、財源も考慮に入れながら、慎重に進めていく必要があるだろう。消費税の用途は、社会保障と税の一体改革における議論に基づき、ヨーロッパとは異なり法律で社会保障分野に限定されている。消費税はいわば低所得者のためにある税制であると考えているが、今後、少子高齢化が進む中で医療制度のあり方と合わせて考えていくことが必要だろう。

中国が防衛費を増やす一方、我が国の国力はどんどん低下しており、財政については、15年前の負債額はGDPの半分程度だったが、現在はGDPの倍以上になってしまった。消費税率を10%に引上げただけでは財政再建を果たすことはできず、2020年のプライマリーバランスの黒字化に向けた取り組みを進めていかなければ、長期金利の上昇につながりかねない。金利の上昇は、不動産業界はもちろんのこと各方面に大きな影響を及ぼすものであり、世界経済にも混乱を招くものとしてIMFも懸念している。このような背景に鑑みれば、法人税率の引下げは、やはり言葉で言えば「今じゃない」と言えるものの、頭ごなしに否定しているわけではなく、いずれにせよ、重心を低く構えるつもりで何ができる

か引き続き考えていきたい。

デフレ脱却と消費税率の 10% 引上げという財政上の大きな課題に対し、人口が減少する中、経済が前進するような政策を進めるためには、官民を挙げた取組みが欠かせない。そのひとつに規制緩和があるが、規制緩和についてはその中身が大事である。

規制緩和のひとつに土地に関する権利関係の規制があり、根本的な見直しが必要であると考えている。現在の登記制度は対抗要件を備えるだけで実質的な所有権とは関係なく、仮に不法占拠されていても、国や地方では、固定資産税台帳しかないため、真の所有者が誰であるか確認できない。このような国は日本しかないのではないか。土地の所有権は離島や水源の所有権といった国家の安全にもつながる極めて重要な問題であるため、借地借家法の見直しも含めて、検討する必要があるのではないか。」

(文責・事務局)